

第4編 實現化方策

第1章 都市計画マスタープラン実現化の基本的な考え方

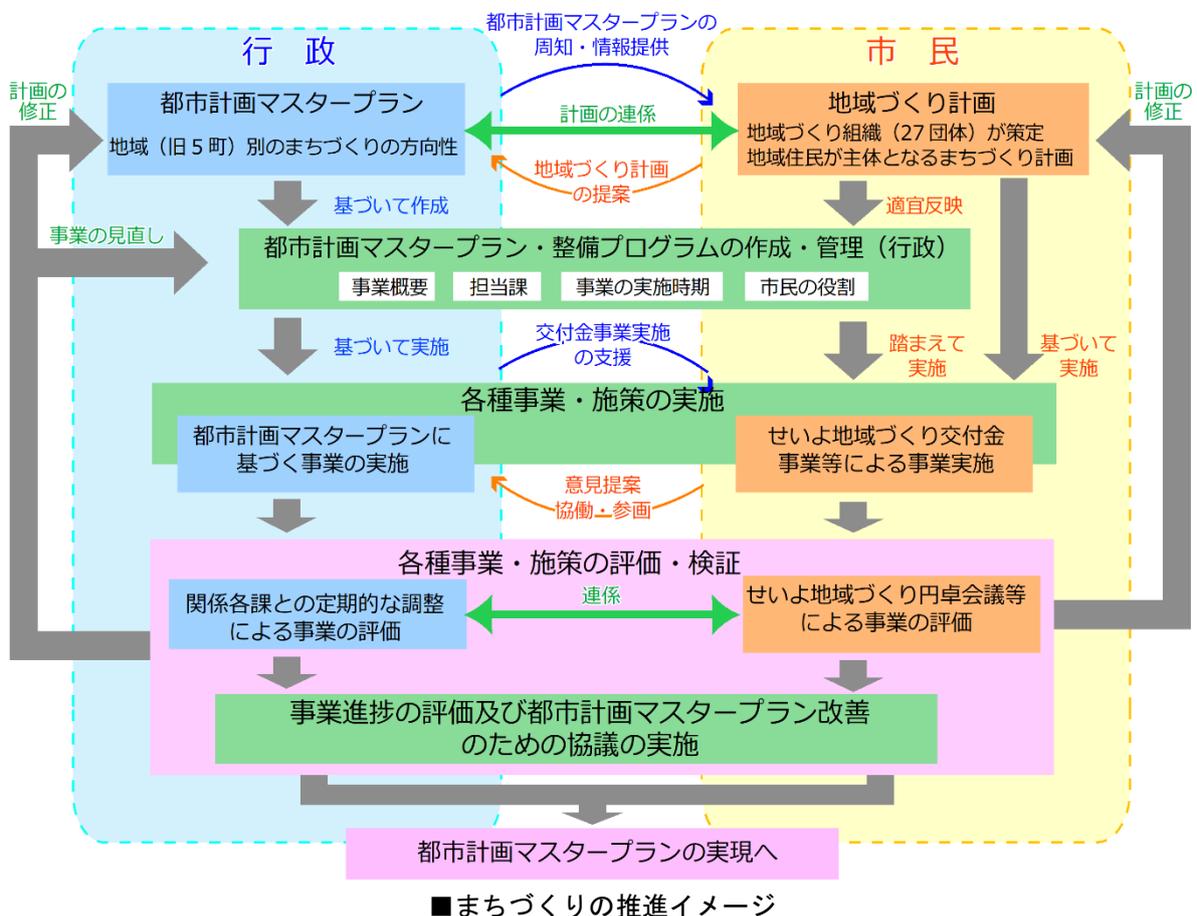
本計画に掲げた将来像である「豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～」の実現に向けて、社会情勢の変化や市民の価値観の多様化等に柔軟に対応しながら、超少子高齢型・人口減少社会における持続可能なまちづくりを進めていきます。

本計画では、持続可能なまちづくりを進めるため、「西予市立地適正化計画」と連携した中心市街地の求心力の向上に向けた施策を位置づけています。また、都市計画区域外も含めた既存集落の維持に向けて、旧小学校区を基本とした「小さな拠点」の形成を図ることとしています。

人口減少が進行していく状況では、既存集落の維持を図ることはとても難しい課題です。このような背景の中で、本市では、旧小学校区を基本とした市民が主体となる「地域づくり組織」を既に設置しており、それぞれの地域で個性ある独自のまちづくり・地域づくりが展開されています。

これらの地域住民が主体となるまちづくりを効果的に進めるため、本計画の内容を行政と市民関係者が共有し、地域づくり組織が主体となって「地域づくり計画（地域が主体となるまちづくり計画）」を立案し、実際に各種の取組を支援していきます。

また、都市計画マスタープランで位置づけている各種施策・事業を「整備プログラム」として整理し、これをもとに各種事業を推進します。



第2章 実現化方策

(1) 制度活用による計画推進

①関連する分野別計画の一体的な推進

本計画に関連する分野別の各種マスタープラン・各種計画についても、まちの空間として一体となって相乗効果を発揮するよう、連携しながら取組を進めます。

立地適正化計画や地域公共交通網形成計画、住宅マスタープラン、景観計画等の策定や見直しにあたっては、本計画の方向性と整合を図ります。

②関係法令の運用

本計画に示した将来像を実現するため、都市計画法をはじめとする関係法令に基づく制度を、地域の実情に合わせて、地域の意見を尊重しながら適切に運用していきます。

また、地域住民主体のまちづくりを進めるにあたって、都市計画法に基づく都市計画提案制度を活用できるよう、助言や支援を行います。

③各種事業手法の活用による財源確保

事業実施の財源を確保するため、国や県における補助事業など、各種補助制度の動向を把握し、適切な活用に努めます。また、施設整備にあたっては、民間活力の導入等を検討し、整備を行います。

さらに、現在市が実施している「せいよ地域づくり交付金事業」が本計画の方向性に沿って地域住民に活発に活用されるよう、地域づくり組織に働きかけていきます。

(2) 協働による計画推進

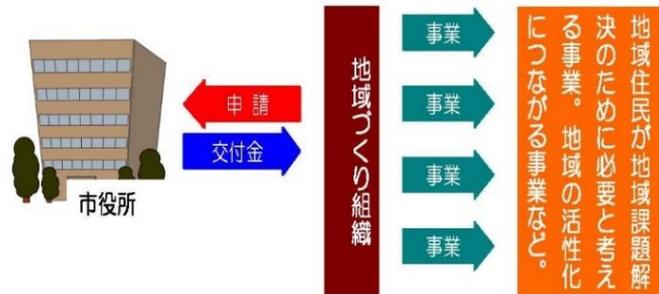
持続可能なまちづくりを進めるにあたっては、市民、事業者（NPO）・大学、行政等の多様な主体が協働することで、“現在のまち”を、“誰もが『こうありたい』と望むまち”に近づけることができます。

そのためには、行政はもとより市民や事業者が、自らの行動がまち全体に及ぼす影響を常に意識することが大切です。そして、お互いがパートナーであると考えて尊重し合い、それぞれの立場や専門性を活かして協働することで、まちをより望ましい方向へ変えていくことができます。

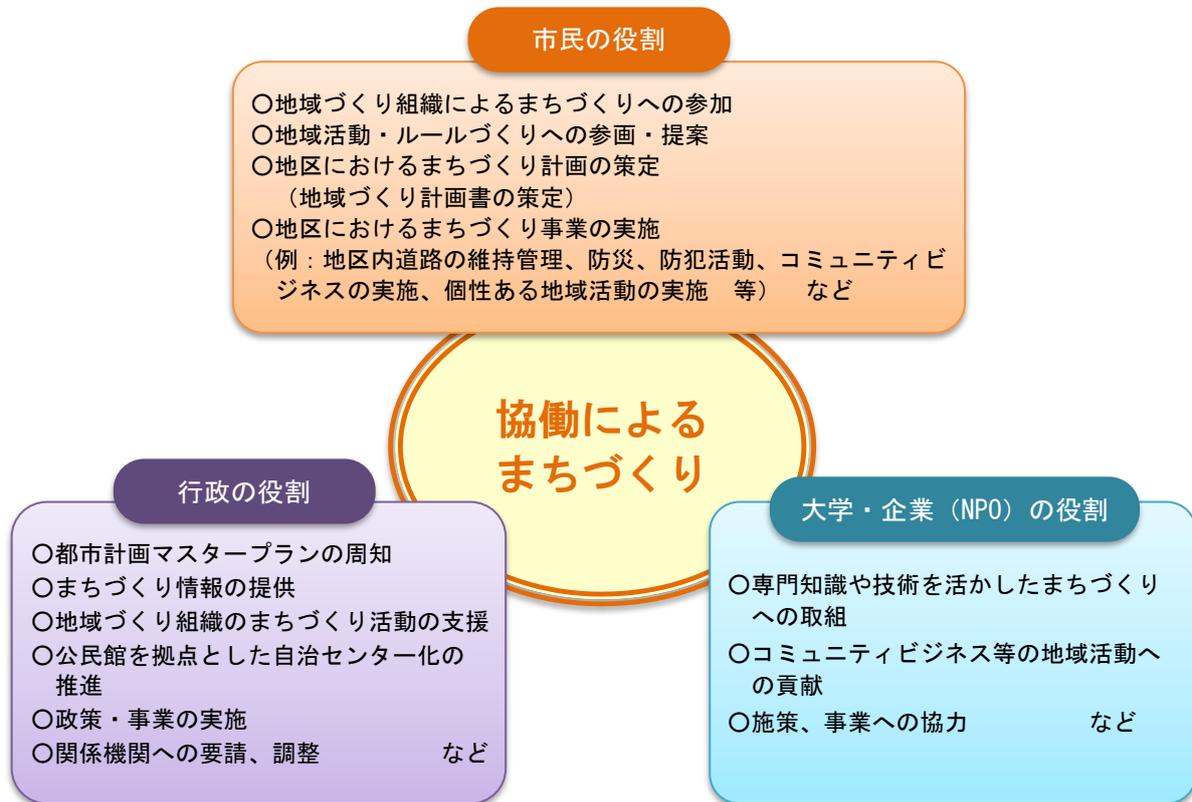
こうしたまちづくりにおいて、特に市民は、地区レベルの様々な問題や福祉・地域交通などの生活に身近な問題を解決するために、主体的にきめ細かいまちづくりを担っていく必要があります。そのためには、みんなでより良いまちの姿について考え、それを実現するために必要な活動を積極的に展開していくことが重要です。

本市では、市民主体のまちづくりを行政が支援するため、「せいよ地域づくり交付金事業」を実施しており、現在、旧小学校区を基本単位とした27の「地域づくり組織」が設置され、それぞれの地域で事業が実施されています。

今後も、市民が当事業を積極的に活用するように努め、市民が主体となったまちづくりを支援していきます。



■せいよ地域づくり交付金事業の仕組み



■協働によるまちづくりにおける各主体の主な役割

(3) 計画の適切な進捗管理

①整備プログラムの活用

本計画の実現に向けて、全体構想や地域別構想で位置づけた施策・事業を「整備プログラム」として整理し、各種事業を推進します。

整備プログラムは、短期（概ね5年）、中期（概ね10年）、長期（10年以降）に区分し、定期的に事業の進捗をチェックしていきます。

西予市都市計画マスタープラン（H30年3月策定） 整備プログラム

第1 宇和地域

No	都市計画マスタープラン		施策・事業	役割分担		実施時期			
	地域別構想の 施策体系	部門別・地域づくりの方針		担当課	市民の 役割	短期	中期	長期	
1. 土地利用									
1	(1)生活サービス機能ゾーンの整備方針	①中心拠点周辺の整備	・JR卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、宇和地域の拠点のみならず、市全体の中心拠点として、求心力の高い拠点の形成を図ります。 ・拠点の求心力を高めるため、「卯之町」は「はちのじ」まちづくり整備事業」を推進するとともに、既存の生活サービス施設の維持・更新、ショッピングセンター等新たな商業施設等の誘導に努めます。	卯之町「はちのじ」まちづくり整備事業 ・駅舎改築 ・複合施設新築（郵便局・観光交流センター・事務所等） ・駐車場整備（立体駐車場・駅前駐車場） ・駅前広場整備 ・無電柱化（市道旧町地区326線） ・卯之町駅自由通路 ・駐輪場 ・情報板	政策推進課	・事業の参加・協力	→		
			空き店舗活用事業 ・西予市新規出店者店舗改修補助事業 ・西予市店舗リニューアル補助事業	経済振興課	・制度・事業の活用 ・空き店舗等の情報提供	→	→	→	
			・市道旧町地区212号線（支障設備移転工事） ・図書館棟解体 ・第二別館一部改築（農業指導班、ハローワーク仮移転用）	財政課	・事業の参加・協力	→			
			都市再生整備計画事業 ・市道旧町地区212号線	建設課	・事業の参加・協力	→			
			・都市機能誘導区域の指定による、都市機能施設の誘導	建設課	-	→	→	→	
2			・旧宇和病院跡地は、JR卯之町駅や市役所本庁舎に近いという利便性を活かし、市民と協働しながら、図書館と地域交流センターとの複合施設、福祉施設、子育て支援施設等の整備を進めます。	・うわまち東保育園とうわまち南保育園を統合した認定こども園と、学童保育の機能を有した複合施設の整備に対する支援	子育て支援課	・事業の参加・協力	→	→	→
			都市再生整備計画事業 ・複合施設新築（図書館・地域交流センター） ・市道旧町地区187号線他5路線整備事業 ・広場 ・駐車場	建設課	・事業の参加・協力	→			
3			・中心拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。	・卯之町駅周辺エリア「はちのじエリア」の“資源”を一体的に捉え、市外・県外・国外からの観光促進、定住促進やコミュニティ促進、地域の方々にとっての利便性の向上、さらには未来の環境面等も視野に入れながら、エリアマネジメントの視点を持った新たなまちづくりの実施	政策推進課 建設課	・事業の参加・協力 ・エリアマネジメント活動への参加	→	→	→

■整備プログラムの例

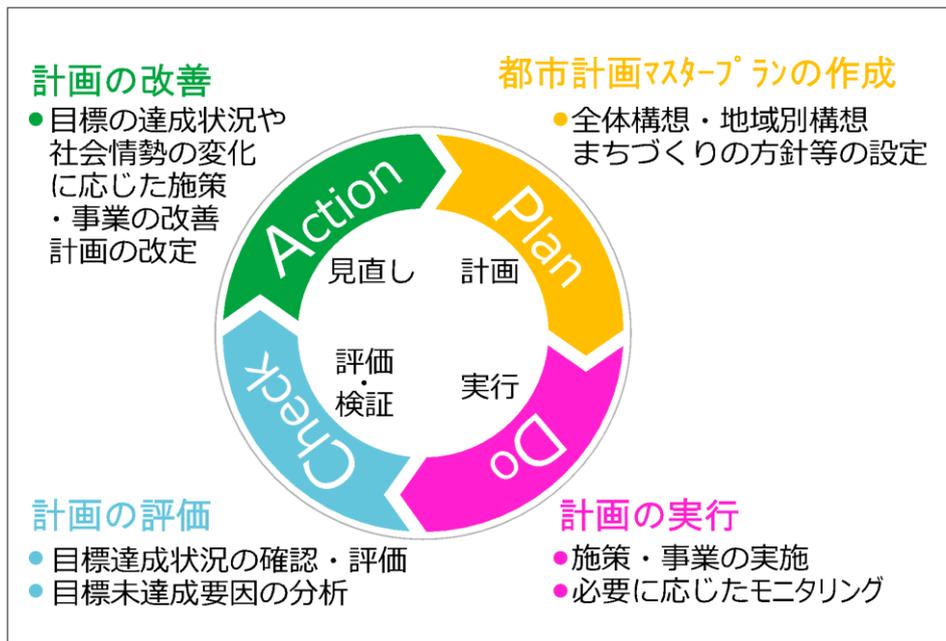
②関係各課との定期的な調整

本計画を推進するためには、様々な分野の多岐にわたる施策を実施する必要があります。そのためには、関係各課との意識の共有が不可欠です。

関係各課との定期的な調整・意思疎通に努め、本計画に基づく施策の実施状況を定期的に確認し、庁内で横断的な連携体制を構築しながら各種事業を推進します。

③事業進捗の確認及び計画の修正

本計画の進捗を適切に管理するため、P D C Aサイクルを構築し、関係機関や市民などと協力して、定期的に施策・事業の進捗状況を確認します。その結果、改善が必要な施策については、対策を検討し、施策の方向を修正します。



■ P D C Aサイクルのイメージ

第3章 これからの地域づくりに向けて（市民の役割）

超少子高齢型・人口減少社会において、持続可能なまちづくりを進めていくには、行政だけに頼らないで、市民がそれぞれの地域の風土を活かし、主体となってまちづくりを進めていくことが重要です。

本市において、地域それぞれが豊かな風土を持ち、これらを育みながらまちづくりを進めていくため、市民が主体となるこれからの地域づくりの考え方を以下に示します。

これからの地域づくりの考え方(市民の役割)

- (1)常によりよい社会を志す(プランニングを継続する)
- (2)市民実践型のアプローチを行う
- (3)西予のみらいを考え、実践する人を育む
- (4)風土を活かしたまちづくりの実践

(1)常によりよい社会を志す（プランニングを継続する）

今後、都市計画マスタープランで示したまちの将来像を目指す中で、自然・社会状況の変化に対応していくためには、市民の誰もが常に本市のまちがどうすれば良くなるということを思い続ける（プランニングを継続する）ことが重要になります。

このため、市全体や地域でより良いまちとするための議論や、勉強会などを積極的に行っていくことが必要です。

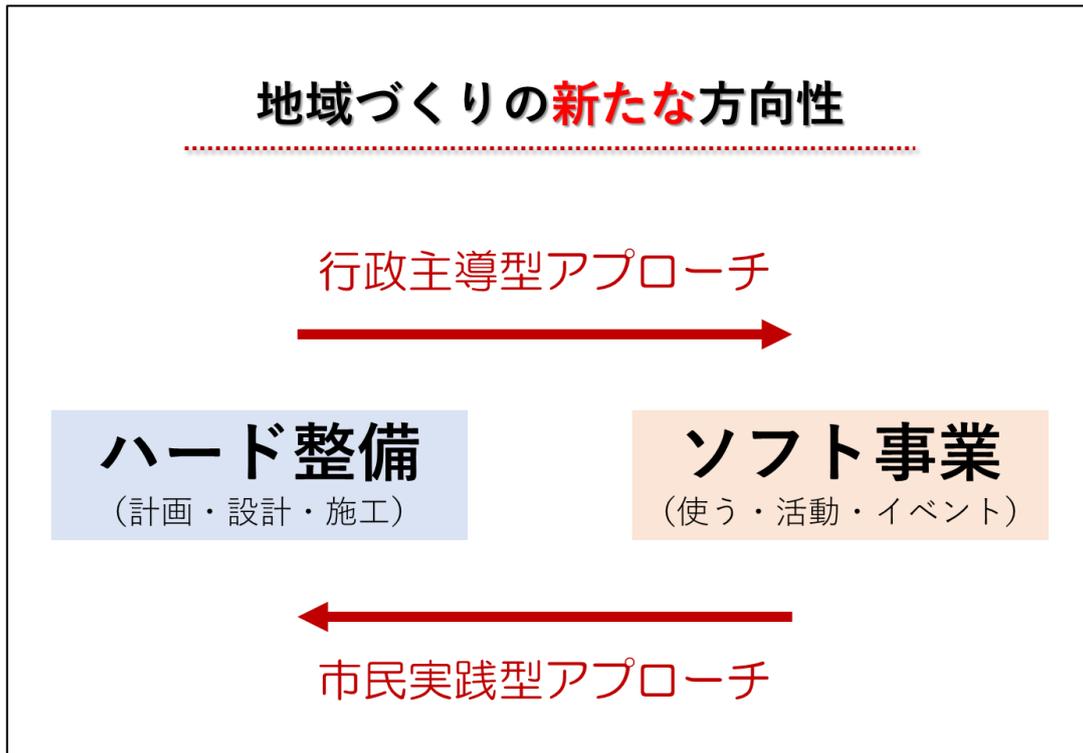
(2)市民実践型のアプローチを行う

まちづくりがうまくいかず、地域が衰退する悪循環に陥っているまちが全国で多く見られます。このような地域衰退の罠からどう抜け出せるかが、地域に問われている課題といえます。

こういった地域衰退の悪循環の傾向は、これまでのまちづくりが“行政主導によるアプローチ”のみに頼ってきたことが一つの要因といえます。今後は、“行政主導によるアプローチ”だけではなく、“市民実践型のアプローチ”を進めていくことが必要です。これは、市全体といった大きなスケールではなく、自分たちが住んでいるエリア、それぞれの場所で、“市民活動”や“業（なりわい）”を起こし、それぞれが独自のアイデアや創意工夫でまちづくり活動を展開していくアプローチと言えます。

一方で、行政がリーダーシップとり、公平性を原則とした“行政主導型のアプローチ”を進めていくことも重要です。

このため、ソフト施策等が中心となる“市民実践型のアプローチ”から、行政主導型のハード整備につなげていけるような取組の流れを作っていくことが重要です。



資料：「西予みらい構想シンポジウム これからの地域づくりの考え方～西予市
都市計画マスタープランの試み～愛媛大学 羽鳥剛史」基調講演資料

(3) 西予のみらいを考え、実践する人を育む

“市民実践型のアプローチ”を促進させるためには、身近なところから、できるところから地域の魅力創出、課題解決に役立つことを実践し、地域の中で普及させていくことができる人を育てていくことが重要です。

そのためには、大学などと連携し、外部の専門家のアドバイスを聞いたり、市民同士がコミュニケーションをしながら様々なアイデアを出し合ったりするなど、地域で学習する文化を創造していくことが必要です。

また、小学校等と連携し子供の頃から地域づくりに参画してもらい、地域に愛着と誇りをもつ子供たちを育むことで、地域に住み続けてくれる、または将来、地域に戻ってきてくれる人を増やしていくことも必要です。

(4) 風土を活かしたまちづくりの実践

本計画では、「豊かな風土を育むまち」を将来像にかかげ、5つの地域それぞれに豊かな風土を持ち、それぞれが個性を活かしたまちづくりを進めていくことを目指しています。

本市では、四国西予ジオパーク等、豊かな自然資源を活かしたまちづくりを進めています。これら豊かな自然資源は、本市の豊かな風土であり、他にはない価値を持っています。

“市民実践型アプローチ”のまちづくりにおいても、これら本市の豊かな風土を活かし、新たな価値を生み出すことが必要です。



四国西予ジオパーク
SHIKOKU SEIYO GEOPARK



資料：四国西予ジオパークホームページ

四国西予ジオパークでは、地形や地質、そこで共生する人々の暮らしといった本市が持つ「地域性」を有し、大地の特徴を活かしたストーリー性やオリジナリティ、市場性、安全性など高い基準をクリアした逸品を「四国西予ジオの至宝」として認定しています。これらの取組を活用しながらまちづくりを行うことが重要です。



四国西予
ジオの至宝
THE PRIDE OF
SHIKOKU SEIYO GEOPARK

都市計画マスタープラン策定の経緯

日 時	区 分
平成 28 年 10 月	▲都市計画マスタープランに関する市民意向調査（アンケート）
平成 29 年 1 月 23 日	●第 1 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 2 月 14 日	●第 1 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会
平成 29 年 3 月 7 日	●第 2 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 4 月	●第 2 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 4 月 27 日	●第 3 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 6 月	●第 3 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 6 月 28 日	●第 4 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 29 年 9 月 ～10 月	●第 4 回西予市都市計画マスタープラン等庁内検討委員会 （データ会議）
平成 29 年 10 月	▲都市計画マスタープランに関する地域づくり組織（27 団体） へのヒアリング
平成 29 年 12 月 5 日	●第 5 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 1 月 18 日	●第 6 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 2 月 18 日	▲西予市みらい構想シンポジウム
平成 30 年 4 月 23 日	●第 7 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会
平成 30 年 6 月 8 日	▲都市計画マスタープランの説明会
平成 31 年 1 月 18 日 ～平成 31 年 2 月 18 日	▲都市計画マスタープランのパブリックコメント
平成 31 年 2 月 28 日	■西予市都市計画審議会
平成 31 年 3 月 29 日	■都市計画マスタープランの公表
令和元年 12 月 20 日	★第 1 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）※平成 30 年 7 月豪雨の災害を受けた見直し検討
令和 2 年 1 月 30 日	★第 2 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）
令和 2 年 3 月 26 日	★第 3 回西予市都市計画マスタープラン等検討委員会 （野村地区の見直し）※コロナウイルスの影響により、書面にて実施

西予市都市計画マスタープラン等検討委員会委員名簿

	区 分	氏 名	所属等	備 考
1	学識経験者	羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科准教授	※委員長
2	まちづくりに関係する 団体に属する者	酒井 宇之吉	都市計画審議会会長	
3		小野 庸	西予市商工会女性部	
4	女性で構成する団体に 属する者	河野 深淑	せいよ女性の会会長	
5	関係行政機関	中島 稔淳	西予土木事務所長	
6	市職員	岩瀬 不二夫	建設部部長	
7	その他市長が必要と 認める者	井上 真季	イノウエデザイン事務所 代表	
8		清家 浩之	西予総合福社会代表 理事長	
9		成瀬 嘉宏	なるせ不動産代表	
10	各地域代表者	安藤 芳夫	明浜地域・推薦	
11		和氣 桂子	野村地域・推薦	
12		水野 正一	城川地域・推薦	
13		西園寺 良徳	三瓶地域・推薦	

(異動などにより途中で退任された委員)

	区 分	氏 名	所属等	備 考
1	まちづくりに関係する 団体に属する者	原田 静	西予市商工会女性部	
2	女性で構成する団体に 属する者	本多 東子	せいよ女性の会	
3	関係行政機関	青野 正人	西予土木事務所長	
4	関係行政機関	清家 伸二	西予土木事務所長	
5	市職員	二宮 紀夫	産業建設部部長	
6	市職員	山岡 薫彦	産業建設部部長	

西予市都市計画マスタープラン等検討委員会（野村地区の見直し）

委員名簿

番号	区分	氏名	所属等	備考
1	学識経験者	羽鳥 剛史	愛媛大学社会共創学部 環境デザイン学科准教授 西予市都市計画審議会会長	※委員長
2	まちづくりに関係する団体に属する者	大塚 晶司	野村地域自治振興協議会会長	
3	女性で構成する団体に属する者	谷本 寿子	西予市商工会女性部 野村支部長	
4	関係行政機関	中島 稔淳	西予土木事務所長	
5	市職員	清水 昭広	西予市建設部長	
6		土居 眞二	野村支所長	
7	その他市長が必要と認める者	井関 陽一	野村地区河川整備促進協議会 会長	
8		大塚 俊次	野村町専務区長会会長	
9		米田 直	西予市観光協会 野村支部長	